

特定事業（愛知県営西春住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、平成30年9月4日付けで特定事業として選定した愛知県営西春住宅PFI方式整備等事業について事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による、特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

平成30年11月19日

愛知県知事 大村 秀章

- 1（5）イ（ア）c付帯施設等の項目のうち「児童遊園」を「児童遊園等」に変更し、「・汚水処理施設」を削る。
- 1（6）イ事業期間等の文中「平成31年3月から平成34年10月までの3年7ヶ月間」を「平成31年3月から平成34年10月まで」に変更する。
- 1（6）ウ活用用地の譲渡時期の文中「平成34年3月以降（活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、県との協議による。）」を「活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、県との協議による。」に変更する。
- 1（7）ア（ア）の文中「毎年度1回、各年度末の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います」を「一部支払いとして各年度末の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います。また、事業者は年度末の一部支払いの前に各年度において2回を上限として当該請求時点の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を請求できるものとします」に変更する。
- 2（2）ウ評価結果の文中「約11.8%」を「約6.6%」に変更する。
- 2（4）総合評価の文中「約11.8%」を「約6.6%」に変更する。